

令和2年度 事業計画書

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会

令和2年度事業計画

第1 基本方針

(1) 地域では、少子高齢・人口減少により、単身世帯の増加、社会的孤立等が発生するとともに、社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力低下やその持続可能性について危惧されています。これらの社会構造の変化等を背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきており、暮らしにおける「人と人とのつながり」が希薄化するなかで、周囲から孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないこと等により、課題が深刻化しているケースが増加しています。また、近年の課題として、例えば、高齢の親とひきこもりの中高年の子が同居し、収入や介護等に関する問題が発生する「8050問題」や子育てと親の介護が同時期に発生する「ダブルケア」の問題等、個人や世帯が抱える問題は複雑化するとともに、絡み合って複合化しています。このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組が求められています。

本会では、令和元年度に第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画を熊本市と一体的に策定しました。今後、「だれもが『おたがいさま』でささえあう協働のまちづくり」の基本理念のもと、熊本市における地域共生社会の実現に向けた取組みを進めます。

(2) 本会では、平成29年12月に、「熊本市社会福祉協議会経営改善計画」を策定し経営改善に向けた取組みをすすめた結果、平成29年度以降は法人全体として黒字決算となっています。しかしながら、会費、特に市民賛助会費の収入増や介護保険事業、養護老人ホーム事業の赤字等、経営基盤の安定化に向けた大きな課題が残されています。現在、計画策定をすすめている「熊本社会福祉協議会基盤強化計画」に具体的な取組を盛り込むとともに、課題の解決に向けた協議を進めます。

第2 令和2年度重点目標

1 校区社協行動計画策定支援等地域福祉活動の推進

住民の身近な圏域において校区社会福祉協議会は様々な活動を展開しています。この活動をさらにすすめるため、「校区社協行動計画」の策定及び計画の実現に向けた取組みを積極的に支援します。また、地域福祉活動に参加する人材の新たな担い手確保に向けて、地域人材の発掘や育成を担う地域リーダーの育成、地域福祉活動とボランティアをつなげるマッチング機能を強化します。

2 生活困窮者自立支援事業等「断らない相談支援」に向けた取組みの推進

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する「断らない相談支援」を推進するための包括的な支援体制構築に向けて、令和2年度より東区、南区にも拡充される「熊本市福祉相談支援センター(生活自立支援センター)」を中心として、生活保護等の市の福祉施策、住宅確保要配慮者支援事業や生活福祉資金貸付等本会の福祉サービスへの適切なつなぎ等多機関協働による支援体制の充実を目指します。

3 経営改善に向けた取組みの推進

経営改善の前提となる単年度黒字化に向けて、自主財源の確保、自主事業の収支改善を図ります。

まず、(会員)会費については、特に、市民賛助会員の獲得が進んでいないことから、新たな取り組みを検討、推進します。また、介護保険事業、養護老人ホーム事業は、厳しさを増す収支状況とともに、今後増加する職員の退職による施設運営への影響から、事業のあり方に関する具体的検討が必要となっています。しかし、一方では、施設管理者の責務として利用者、入所者が安心してサービスの利用が享受できる環境整備を行う必要もあるため、当面の収支改善に向けた取組を同時にすすめます。

第3 第4次地域福祉・地域福祉活動計画項目

本会は、「第4次地域福祉・地域福祉活動計画」に基づき、本会の基本理念である「ともに助け合い、誰もがその人らしく健康で安心して暮らせるふくしのまちづくり」を目指し、職員一人一人が「支え合い活動推進のコーディネーター」としての役割を十分に担い、各部門ごとの成果指標達成に向けて事業を推進してまいります。

【第4次地域福祉・地域福祉活動計画】

基本方針Ⅰ	地域力強化のための人材確保・育成
施策方針1	支え合い活動推進の核となる人材確保
施策方針2	地域福祉活動の新たな担い手の確保に向けた意識の醸成
基本方針Ⅱ	支え合いの地域づくり
施策方針1	住民の身近な地域での支え合い体制づくり
施策方針2	住民主体の課題解決力の強化に向けた仕組みづくり
基本方針Ⅲ	多様な主体の連携・協働の推進
施策方針1	連携による支援の充実
施策方針2	協働で取り組む災害対応力の強化
施策方針3	包括的な支援に向けた多様な主体とのネットワークの構築

※第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画成果指標

	施策方針	成果指標	基準値	目標値
基本方針Ⅰ	1 支え合い活動推進の核となる人材の確保	民生委員・児童委員の定員充足率	95.1% (H30)	100% (R6)
		個人ボランティア登録者等のうち地域福祉活動へのマッチングを行った件数（年間）	98人 (H30)	640人 (R6)
	2 地域福祉活動の新たな担い手の確保に向けた意識の醸成	熊本市ボランティアセンターによる研修の実施回数（年間）	46回 (H30)	70回 (R6)
基本方針Ⅱ	1 住民に身近な地域での支え合い体制づくり	住民主体の通いの場（定期的に介護予防活動等を行うための場）の数	711箇所 (H30)	811箇所 (R6)
		支え合い活動が推進されていると感じる民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会関係者の割合	現状値なし (R1)	100% (R6)
	2 住民主体の課題解決力の強化に向けた仕組みづくり	行動計画を策定した校区社会福祉協議会数	5校区 (R1)	95校区 (地区) (R6)
基本方針Ⅲ	1 連携による支援の充実	「熊本市生活自立支援センター」の新規相談受付件数	484件 (H30)	1,200件 (R6)
		住宅確保要配慮者への見守り訪問件数	96回 (H30)	390回 (R6)
	2 協働で取り組む災害対応力の強化	避難行動要援護者数に占める災害時要援護者数の割合	24.2% (H30)	50.0% (R6)
	3 包括的な支援に向けた多様な主体とのネットワークの構築	「赤い羽根共同募金」を行った団体数	1,375団体 (H30)	1,555団体 (R6)

第4 部門別事業推進項目

1. 地域福祉推進部門

- (1)民生委員・児童委員への活動支援 **【地域福祉推進班・区事務所】**
熊本市民生委員児童委員協議会の事務局として民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、行政との負担軽減の仕組みづくりに向けた協議や昨年度策定した活動強化方策の実現に向けた運営を支援します。
- (2)ジュニアヘルパー養成事業(受託事業) **【地域福祉推進班・区事務所】**
高齢者の見守りや地域活動を通じた交流を目的とした「ジュニアヘルパー養成事業」をさらに推進するため、関係団体への事業の周知及び十分な理解の促進に努めます。
ジュニアヘルパーOB、OG で構成されるボランティアサークル「くまもと福祉っ子ファイターズ」へ、ボランティア活動の情報提供を行います。
- (3)ふれあい・いきいきサロン事業(受託事業) **【地域福祉推進班・区事務所】**
より身近な地域での交流の場の確保、様々な世代の住民の交流促進、情報の発信や共有を図るため、「ふれあい・いきいきサロン」活動を積極的に支援すると共に知識の普及啓発、活動団体の育成・支援に向けて研修会を開催します。
- (4)校区社協との連携強化及び校区社協行動計画策定の支援 **【地域福祉推進班・区事務所】**
住民主体の「支え合い活動」に取り組む校区社協との連携強化に向けて、ブロック会議を通し校区社協と市社協の顔が見える関係性を構築し、福祉課題の把握に努めます。また、校区社協が課題解決に向け主体的に行動する「校区社協行動計画」の策定を支援し、住民による地域の課題把握と解決に向けて取り組む体制づくりを推進します。
- (5)災害時要援護者支援事業(受託事業) **【地域福祉推進班・区事務所】**
災害時要援護者への情報を共有することにより市と地域が協力し、迅速な対応を行う「災害時要援護者支援事業」の推進に向け、地域への十分な理解の促進に努めます。
- (6)熊本市社会福祉協議会自主避難サポート事業(自主事業) **【地域福祉推進班・区事務所】**
台風や大雨等の災害に際し、地域の高齢者等の要配慮者の一時的な避難先を確保することで、要配慮者の不安を解消し、地域における要配慮者の日常生活を支援することを目的に、校区社協や施設等と協働で推進します。
- (7)ふれあいランチ給食サービス事業(自主事業) **【地域福祉推進班・区事務所】**
地域における見守りネットワークの充実に向けて、校区社協の見守り活動の一環として実施している在宅高齢者への給食サービスを推進します。
- (8)命のバトン事業への支援の推進 **【地域福祉推進班・区事務所】**
主に校区社協の見守り活動の一環として、緊急時の連絡先等の必要な情報を救急隊員等にいち早く伝達する「命のバトン」事業を支援します。
- (9)地域連携ネットワークの構築(自主事業) **【区事務所】**
既存の校区社協を中心としたブロック会議等を発展的に活用した「地域連携会議(仮称)」を設置し、校区社協、民児協、自治会、関係機関等幅広い実践者との連携体制を構築し、情報の共有化、多様な主体との連携を図り、地域の福祉課題等の解決に向けた包括的取組を推進します。

(10)介護保険サポーター・ポイント制度事業の推進(受託事業) 【ボランティアセンター】

65歳以上の方々の健康増進や生きがいづくりに向けて「介護保険サポーター・ポイント制度事業」のさらなる利用を促進するため、市と連携して拡充を図ります。

(11)ボランティア活動(ボランティアセンター事業)の推進(自主事業) 【ボランティアセンター・区事務所】

ア ボランティアセンター機能強化

ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティア登録の推進や地域福祉活動へと結びつけるマッチング機能の強化を図る等ボランティアセンターの運営強化を図ってまいります。

【主な取組み事業】

- ボランティア登録フォームの作成
- ボランティア保険の普及啓発
- ボランティアセンター活動強化指針事業
- くまもと市民ボランティア週間事業の実施

イ 地域福祉活動を担う新たなボランティアの人材育成

福祉施設の入所者等への寄り添った活動の基本となる「傾聴」、また聴覚障がい者への理解を深めるための「手話」講座の開催及び市民活動や地域福祉活動に関心がある市民向けの「ボランティア入門講座」等の講座を開催することで、地域福祉活動を担う人材の発掘・育成に努めます。

【主な取組み事業】

- 傾聴ボランティア養成講座の開催
- 手話ボランティア養成講座
- ボランティア入門講座

ウ 継続したボランティア活動につなげるための仕組みづくり

福祉施設、病院等での適切なニーズマッチを行うボランティアコーディネーター、ボランティアを始めたい方等へのアドバイスを行うボランティアアドバイザー養成に向けた研修等を開催し、ボランティア活動の充実に向けた仕組みづくりを行います。また、新たなボランティア機会の創出に向けて関係機関等との連携をすすめます。

【主な取組み事業】

- ボランティアコーディネーター養成研修会の開催
- ボランティアアドバイザー養成講座の開催

エ 地域を基盤とした福祉教育の推進

地域福祉活動を支える次世代の担い手を育成するため、住民主体の集いの場での交流など「地域の学びの場」を創出すると共に、学校や福祉・医療施設と連携し地域での高齢者疑似体験や、介護体験等の福祉教育を推進するために、ボランティアアドバイザーと地域住民がゲストティーチャーとなり、「社会的包摂に向けた福祉教育」の充実にも努めます。

【主な取組み事業】

- 地域ニーズに沿ったボランティア講座(出前講座)の実施
- 高校生ワークキャンプの実施

オ 災害ボランティアセンター設置運営体制の拡充

平時からの地域福祉活動を含めた大学との関係づくりに向けた取り組みを行います。また災害時を想定した災害ボランティアセンター設置訓練等の協働事業の実施に向けた検討を行い、大学生ボランティアの発掘・育成に努めます。

【主な取組み事業】

- 災害ボランティア研修会の実施
- 防災さんぽの実施(新規)
- 災害ボランティアセンター運営設置マニュアルの改訂

2. 総合相談支援部門

- (1)生活困窮者自立相談・家計改善支援事業の拡充(受託事業) 【生活困窮班】
複合的な課題に対する中核的な相談窓口である自立相談支援機関を中央区・東区・南区の3拠点に拡充し、相談者の身近な各区役所等での支援体制の構築を図ります。また、災害公営住宅等に入居した被災者について、継続的なフォローアップなど、重点的な支援を展開します。
- (2)生活福祉資金、福祉金庫等の適正運用(受託・補助事業) 【総合相談・貸付班・区事務所】
適正な貸付の実施に向けて職員の相談対応能力を向上するとともに、自立助長、償還率の維持に向けて貸付後の状況把握に努めます。また、滞納者に対し早期の対応を行い償還指導に努めます。
- (3)住宅確保要配慮者支援事業 【総合相談・貸付班】
居住支援法人を取得する全国的にも数少ない社会福祉協議会の1つとして展開している本事業をさらに展開するため、住宅確保困難者(高齢者、障がい者、生活困窮者、被災者等)からのニーズの高まりに対応できるよう、体制づくりをすすめます。また、生活保護行政と連携した住居の安定確保支援及び地域居住支援に取り組んで参ります。
- (4)日常生活自立支援事業(補助事業) 【権利擁護班・区事務所】
地域住民や関係機関と協働し契約者の地域支援をさらにすすめる体制の構築に努めます。また、近年、契約者数の増加等が職員負担となっていることから、システムの活用と事務マニュアルの再整備により事務負担を軽減するとともに、専門員、生活支援員の役割の明確化や研修等を通じたスキルアップをすすめます。さらに、社会ニーズの高まりとともに増加している利用待機者については早期の解消に努めます。
- (5)成年後見事業(補助事業) 【権利擁護班】
- ア 法人後見事業
法人後見協力員とともにきめ細やかな法律的支援を行うとともに、「成年後見制度の 利用の促進に関する法律」の施行を反映し、利用促進に向けた「権利擁護の地域連携ネットワーク」の構築をすすめます。
- イ 市民後見人養成事業
市民参画により権利擁護を推進するため、市民後見人を養成し、活動を支援する体制整備に取り組みます。また、市民後見人バンク登録者(市民後見人養成課程修了者)や、選任された市民後見人の活動支援に取り組みます。
- (6)応急仮設住宅入居者の生活再建支援の充実(受託事業) 【復興支援室】
建設型仮設住宅3か所に生活支援相談員が巡回し、入居者の生活相談や見守り活動を通して把握した情報や課題を各種関係機関と共有、連携して応急仮設住宅からの生活再建を支援します。また、みなし仮設住宅へ入居されている世帯のうち、生活困窮や障がいなど複合的な課題を抱える世帯や行政等との接触を拒否する世帯への個別訪問等により現状を把握し、生活困窮者自立支援機関等と連携しながら生活再建を支援します
- (7)地域における相談機能の充実(自主事業) 【総合相談・貸付班・区事務所】
地域の困りごと、SOS を素早くキャッチするため市内5か所に設置している「心配ごと相談所」の利用促進に向けて、相談対応力の向上等機能強化を図るとともに、広報紙等により認知度を高めます。また今年度、西区に新規設置予定の「心配ごと相談所」の継続的な活動に向けた支援を行います。

3. 介護保険事業部門

全ての事業において、利用者の状況や受託件数等をきめ細やかに分析し、適宜、新たな収入の確保に向けた取組みを推進することで収入の安定確保を目指します。また、職員や嘱託職員の稼働率向上に向けて目標の設定や進捗管理を徹底する等効率的な事業運営により支出の抑制を図ります。

【参考】介護保険事業の収支決算の推移

(単位:千円)

		居宅(訪問)介護事業		居宅介護支援事業		要介護認定調査事務		介護保険事業計	
		決算	伸率	決算	伸率	決算	伸率	決算	伸率
H29	収入	42,398	-14%	24,750	-7%	24,593	33%	91,741	-3%
	支出	39,692	-16%	22,946	-3%	18,343	29%	80,981	-5%
	収支差	2,706		1,804		6,250		10,760	
H30	収入	41,902	-2%	24,633	-1%	19,222	-22%	85,757	-7%
	支出	42,749	7%	24,139	5%	21,444	16%	88,332	9%
	収支差	▲847		494		▲2,222		▲2,575	
R1 見込	収入	41,978	1%	26,838	8%	26,999	40%	95,815	11%
	支出	45,997	7%	24,441	1%	27,285	27%	97,723	10%
	収支差	▲4,020		2,397		▲286		▲1,908	
R2 予算	収入	41,925	-1%	26,152	-3%	25,872	-5%	93,949	-2%
	支出	38,728	-16%	25,596	4%	23,040	-16%	87,364	-11%
	収支差	3,197		556		2,832		6,585	

4. 養護老人ホーム部門

(1) 健やかでいきいきと暮らせる生活環境づくり

入所者個々の身体及び精神の状況や生活状況に応じた処遇計画の作成、支援により、安心・安全な生活環境を提供します。また、愉和荘が立地している田底校区等地域の方々と連携し、春の花見会等地域との交流イベントを展開することで生きがいづくりに努めます。

(2) 安定的な入所者の確保

経営を維持するためには入所者45名の確保が必要となります。この入所者確保に向けて、北区福祉課等の関係機関への情報発信や定期訪問を通じたニーズ把握等の努力を継続して行う等これまでの活動をすすめます。また、令和2年4月からの「契約入所」制度の運用に向けた調整を早期に行う等新たな収入の確保に向けた取組みをすすめます。

5. 法人運営(総務)部門

【財政基盤の強化】

(1) 会費(会員)確保の取組

【総務課】

広報誌やホームページ等による本会活動の周知、民間企業等への積極的な訪問活動により新規会員の拡大に努め、「社協事業の見える化」を図ります。

また、新たな会員獲得に向けて、若い世代(大学生等)との共同によるSNSを活用したアプリの開発などを検討します。

(2)共同募金運動の強化

【総務課】

地域及び法人等に対し、共同募金配分金を活用した事業の情報発信を強化し、新たな協力団体を確保します。

また、CSR(地域貢献活動)の観点から、企業等との関係を構築するとともに、赤い羽根共同募金自動販売機の設置や寄付付き商品等の開発を推進します。

(3)「災害対応型自動販売機」設置の普及

【総務課】

収益の一部を地域の防災力向上のために役立てる事業を展開するとともに、災害時の被災者支援へ寄与する「災害対応型自動販売機」の周知をさらにすすめ設置拡大に努めます。

(4)いきいき市民福祉基金運用事業

【総務課】

いきいき市民福祉基金の運用益を活用した、民間団体及び住民組織等への助成することで、自主的な地域福祉活動支援を促進します。また、いきいき市民福祉基金の運用についても、市場動向を踏まえた運用益の増額に努めます。

【参考】いきいき市民福祉基金運用状況(有価証券)

購入先	銘柄	額面	購入日	償還 (満期)日	利率	運用益 (利息)
SMBC 日興証券(株)	120 回利付国債(20年)	1億	2011.11.7	2030.6.20	1.6%	1,600,000円
ふくおか証券(株)	328 回利付国債(10年)	1億	2013.9.24	2023.3.20	0.6%	600,000円
みずほ証券(株)	10 回利付国債(30年)	1億	2014.3.20	2033.3.20	1.1%	1,100,000円
みずほ証券(株)	10 回利付国債(30年)	1億	2014.9.22	2033.3.20	1.1%	1,100,000円
みずほ証券(株)	154 回福岡北九州高速道路(20年)	1.7億	2019.3.15	2039.3.15	0.497%	844,900円
計		5.7億				5,244,900円

(5)事務費、事業費の精査等経費削減の推進

【全課】

予算管理体制を構築し、定期的な決算見込の調整を行い各事業別に予算執行状況を把握するとともに、事業効果や事務効率化などの検証により予算の適正執行に努めます。

また、所属長管理による時間外勤務の縮減に向けた取組みを継続する等事務の効率化を図ります。

【組織体制の強化】

(1)ガバナンス体制の確保

【総務課】

ア 業務執行体制の確保

適正な法人運営に向けて、理事会、評議員会、各種委員会を適宜開催します。

理事会の開催	(年5回 5月、6月、10月、1月、3月)
評議員会の開催	(年4回 6月、10月、2月、3月)
各種委員会の開催	いきいき市民福祉基金運営委員会(年2回) 苦情処理委員会(随時) 評議員選任・解任委員会(随時)

イ 監査体制の確保

財務規律の強化に向けて、監事監査の実施及び公認会計士によるチェック機能を充実します。

監事監査の開催	(年1回 5月)
公認会計士による財務の管理	(毎月)

(2)組織(課・係)内外の連携強化

【全課】

第4次地域福祉・地域福祉活動計画を着実に遂行するため、各種推進会議を設置し、組織間の連携強化を図ります。

〈各種会議〉

- 地域福祉推進会議
- 基盤強化推進会議
- 事業推進会議
- 区事務所連携会議

(3)人材育成及び人事評価制度の確立

【総務課】

「人材育成計画」を策定し、体系的な研修を定期的実施することで職員能力の向上、組織力の強化を図るとともに、人事評価制度研修を継続して開催し、職員の成長と組織の成長が連動する体制づくりを目指します。

(4)市社協(職員)の防災力の向上

【全課】

ア 「自助」「共助」「協働」を体現する地域における防災リーダーとしての防災士の役割が重要視されている中、本会職員を防災士として育成し、地域における平時からの防災・減災活動に貢献します。

イ 災害時における法人全体の運営体制を構築するため、「BCP計画」の策定を進めるとともに、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルについても適宜改訂を図ります。

(5)情報力の強化

【総務課】

ア 関係団体、会員、市関連施設に配布している広報誌を定期的に発行し、本会の活動を周知するとともに、地域の福祉活動や先駆的な取組を紹介する等地域の方々の活動の参考となる事例を盛り込み、地域福祉活動の充実に資する内容となるよう見直しをすすめます。

イ タイムリーな情報発信に優れたホームページ、SNSを十分に活用し、市社協の“今”を広く周知できる仕組みづくりを行うとともに、バナー広告の掲載を進める等新たな財源の獲得に努めます。

(6)地域貢献活動の推進

ア 障がい者成人式の開催

【総務課】

障がいのある方々が、家族の支え、そして周りの支援によって多くの困難を乗り越え、成人を迎えられたことをお祝いし、更なる活躍を願う障がい者成人式を継続して開催します。

イ 日赤社資を活用した地域防災活動等の推進

【総務課】

自治会等で実施される防災訓練等に対し、炊出し用資器材の貸出しや非常食の提供等物資による支援を通して地域における防災活動を推進します。また、災害救援物資の迅速な配布等火災等罹災者への災害救護活動に尽力します。